

計画事業に係る事後評価記載様式 初年度・2年度目)**I 総合評価**

地域の主体的な取り組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

岡崎市交通政策会議（法定協議会）を適切に開催し、本市の地域公共交通を活性化するために適切な事業について協議を行った。

その事業を試行的に実施する中で、問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用者負担など財源の検討等、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、基幹バスネットワークの構築に向け、ネットワークの弱い市内東西軸における基幹バス路線設定のための実証運行、交通拠点間快速バスの実証運行、交通空白地域での地域内交通整備として、額田地域での乗合タクシー等の実証運行、公共交通利用促進事業として、公共交通利用促進イベント、事業所を対象としたモビリティ・マネジメント、公共交通マップ改訂などを事業として位置づけている。

基幹バス3路線の実証運行は、平成20年11月から運行を開始した2年目の事業であり、矢作市民病院線は平成21年4月1日から系統・ダイヤの見直しを行い、額田病院線は10月にダイヤの見直し等を行った。今年4月から11月までの間に3路線で約8万5千人が利用した。

乗合タクシー等については、地域住民組織が主体的に事業参画し、下山地区では平成21年3月から引き続き実証運行が行われ、4月から11月までの間に約2.5千人が利用した。また、形埜地区では11月から、宮崎地区では12月から実証運行を開始しており、豊富地区においては、3月からの運行開始に向けて協議が調っている。

公共交通利用促進事業については、11月7・8日の市民まつりを「公共交通に親しむ日」として利用促進キャンペーンを行い、小学生以下バス無料、ギャラリーバスの運行、P&R用ハイブリッドバスの運行、エコモビパネル展などを実施した。事業所を対象としたモビリティ・マネジメントは、8月に岡崎商工会議所会員等の3,800事業所を対象として、通勤交通に関するアンケート調査を実施するとともに、自動車通勤自粛キャンペーンへの参加を呼びかけた。11月にワンショットTFPによる「エコ通勤トライアル」を実施し、87事業所6,908人が参加した。MMツールとして、動機付け冊子・公共交通マップなどを作成した。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

基幹バス及び乗合タクシー等の実証運行については、総合事業計画において、利用者数の増加を評価事項としており、運行事業者より運行日ごとに利用実績の報告を受ける中で利用者数を把握し、その推移により事業評価を行った。

公共交通利用促進事業については、TFPアンケート、公共交通マップの配布、公共交通に親しむ日参加者のバス利用回数の増加を評価事項としており、公共交通に親しむ日では来場者アンケートにより、エコ通勤トライアルではTFPアンケートにより把握した。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

基幹バスの実証運行について、バス利用者数の増加及び市民病院や交通拠点における利用者数の増加が確認された結果、住民にとって利便性の高いバスネットワークの構築という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

また、下山乗合タクシーの実証運行については、診療所への利用が全体の25%、市街地への移動利用が20%、高校生の通学利用が37%となっており、日中時間帯における高齢者の通院需要、買い物需要、そして高校生の通学需要による利用者数増という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

公共交通利用促進事業においては、「公共交通に親しむ日」の2日間のに路線バス利用者が通常時の109%となった。また、エコ通勤トライアル参加者のうち自動車通勤者の10%が通勤にバスを利用したことから、過度なクルマ利用から公共交通利用へ市民の意識転換を進め、公共交通利用者数の増加という目標を達成するために適切な事業であると判断している。

＊必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性 持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。 基幹バスの実証運行については、拠点快速バスは順調に利用者数が増加しており、平成22年度からの名鉄バス（市補助）による本格運行に向けて、通勤・通学需要への対応や、主要バス停での時間的競合の回避など他の路線との相互補完について調整を行う予定である。 一方、市内東西軸における矢作市民病院線は路線延長などの見直しにより利用者数が増加したものの、額田支所市民病院線については利用者数が伸びていない。これらの路線は多くの需要は見込めないもののネットワーク形成上不可欠な路線であり、既存路線や乗合タクシー等との乗継利便を高めるなど、さらに高齢者等の通院・買物に使いやすいサービスに見直していく予定である。本事業については、総合事業計画を変更し、22年度も引き続き事業を実施することを予定している。 乗合タクシーの実証運行については、下山地区では、1日あたりの平均利用者数が17人（1便あたり2人）、収支率が27%であるが、利用者数が0人の便もあり、運行の効率化と本格運行に向けて運行を継続させるための仕組みの確立が課題である。本事業については、路線の見直しや安定的な収入確保策に地域が中心となって取り組み、総合事業計画を変更し、22年度も引き続き事業を実施することを予定している。他の地区についても同様に、地域組織が中心となって問題点の検証を行っていく。 また、公共交通利用促進事業については、キャンペーン時以外の日常のバス利用につながっているかどうかは不明であり、バスネットワーク整備と連動して、恒常的なバス利用につなげることが課題である。
② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。 基幹バス、特にネットワークの弱い東西軸の実証運行については、東西の拠点から市街地や市民病院への足として、高齢者等の移動の改善が図られ、利用者アンケートからも一定程度の効果が現れているものと考えているが、額田支所市民病院線については、より多くの住民に利用してもらうため、ルート・ダイヤの変更など運行内容を一部見直すことを検討する。
2 事業の実施環境
① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。 平成22年度において基幹バス、乗合タクシー等の実証運行及び公共交通の利用促進事業を実施するにあたっては、総合事業による国費のほか、岡崎市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、岡崎市の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議されることになっている。 また、平成22年度に新たに事業計画化する予定のバスロケーションシステム、バス停待合環境の整備、Cカードシステムの導入については、総合事業による国費のほか、名鉄バス㈱の支出によることで関係者の合意が形成されている。
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。 乗合タクシー等の実証運行においては、各地域住民による協議会が組織され、住民意向の把握や運行計画案の作成、利用促進策の検討や実施、利用状況の把握、運行計画の見直しなどについて、定期的に協議が行われている。そのなかで、安定的な収入確保のための方策についても検討が進められている。
③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。 総合事業による乗合タクシー等の実証運行の終了後に、本格運行ができるようにするためには、岡崎市における財政措置のほか、地域における一定の経費負担を設定することの妥当性やその負担割合についての議論を行った。

*必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。	法定協議会の設置要綱により、法定協議会の協議事項は、連携計画の策定及び変更、連携計画の実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施と規定している。また、法定協議会は年 5～6 回程度の開催を想定しており、適宜会議を開催して計画事業の進め方や実施状況について審議できる体制になっている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。	法定協議会に市民・利用者代表、自治会、老人クラブ、障害者福祉団体、地域利用者団体、商工会議所、商工会）が含まれているほか、地域交通の実証運行など、協議事項に応じて関係地域住民に参加してもらい、計画事業の進め方を法定協議会で審議した上で事業を実施している。その実施結果については毎回の法定協議会で説明を行って質問や意見を伺っており、住民の意見を計画事業に反映している。
③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。	今年度はこれまでに法定協議会を計 4 回開催し、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果について報告・審議を行ったほか、12 月の法定協議会においては計画事業に係る自己評価報告案について報告・審議を行っており、法定協議会が適切に開催された。
④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。	法定協議会の設置要綱において、会議の傍聴は原則可能であることを規定している。議事録や会議資料はホームページや市役所の情報コーナー等において会議後速やかに公表している。
⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。	法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案について報告・審議を行った。基幹バス及び乗合タクシー等の実証運行については、双方とも利用者数の増加が課題であるものの、ネットワークの弱い東西軸における路線として、また、地域における高齢者や学生・児童など移動制約者の通院や通学の足の確保として重要であり、より多くの人に利用してもらえるような運行事業計画に見直した上で、来年度も実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた。また、地域公共交通に関する目標を達成するために、連携計画を一部変更し、新たな事業を計画に追加することについても関係者の合意形成が行われた。一方で、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

＊必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

